

マイナンバー制度に便乗した不審な電話にご注意！

10月からマイナンバーが通知されることに関連して、マイナンバー制度に便乗した不審な電話等の相談が寄せられています。

相談事例

【1】 行政機関を名乗って、「マイナンバー制度が始まると手続きが面倒になるので、至急、振込先の口座番号を教えてください」との電話があった。本当か。

(60歳代、女性、北関東地方)

【2】 「マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報調査中である」と言って、女性が来訪し、資産や保険の契約状況などを聞かれた。本当に行政機関がそのような調査をしているのか。

(60歳代、女性、九州北部地方)

【3】 知らない業者から「マイナンバーを管理します」という電話があった。「専門家が管理するのか?」と尋ねたところ、「私が管理する」と言ったので、不審に思い電話を切ったが、本当か。

(60歳代、男性、南関東地方)

【4】 若い男性から「マイナンバーが順次届いており、みんな手続きをしているが、あなたは手続きをしているか」との電話があった。「まだ手続きをしていない」と答えると、「早く手続きをしないと刑事問題になるかもしれない」などと言われ、不審に思った。すぐに電話を切ったが本当か。

(70歳代、男性、四国地方)

消費者へのアドバイス

- ・不審な電話は、すぐに切り、来訪の申出があっても断りましょう。
 - ・少しでも不安に感じたら、すぐに、最寄りの消費生活センターへ相談しましょう。
 - 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003
 - 輪之内町消費生活相談窓口(住民課) IP:050-5808-9600, 69-3111
- ※なお、マイナンバー制度の仕組みなど全般については、**マイナンバー専用コールセンター【0570-20-0178】**にて受け付けています。

消費生活相談窓口より

近頃、当相談窓口では、「不審な電話がかかってくるので、相手が誰か調べてほしい」という相手方業者の信用性に関するお問い合わせを受け付けることがあります。残念ながら、消費者取引における相談の中で、事業者の信用性等については当窓口で判断することやお調べすることはできません。頻繁にかかる電話が勧誘目的であれば、きっぱりと断ることと、不審な電話と思われるときは、留守番電話に設定し、直接会話することを避けて様子を見るなどの対策をしましょう。断ってもしつこく勧誘される場合は、被害に遭っていなくても、情報提供先として相談窓口をご利用ください。